

山形県健康福祉部  
長野県健康福祉部  
岐阜県健康福祉部  
島根県健康福祉部  
福岡県保健医療介護部  
佐賀県健康福祉部  
熊本県健康福祉部  
大分県福祉保健部  
鹿児島県くらし保健福祉部

御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和 2 年 7 月豪雨で被災した被保険者に係る  
利用料の負担等の取扱いについて（その 5）

「令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（その 8）」（令和 2 年 10 月 28 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡。以下「事務連絡」という。）により、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いが示されたところではありますが、市町村における利用料の取扱いについては下記のとおりでありますので、特段のお取り計らいをお願いするとともに、貴管内市町村に対する周知等をよろしくお願いいたします。

（「令和 2 年 7 月豪雨で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（その 2）（その 3）（その 4）」（令和 2 年 7 月 16 日付け、7 月 20 日付け、8 月 3 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）から、下線部分並びに様式 1 を修正又は追加）

#### 記

- 1 事務連絡に基づき、介護サービス事業所等において利用料の支払いを猶予され、費用の 10 割を審査支払機関等へ請求された介護給付費請求書に係る利用料については、被保険者からの申請を待つことなく市町村の判断により、免除することができることとする。
- 2 1 に基づく利用料の免除については、市町村への特別調整交付金による財政支援を行う予定であること。

3 なお、介護保険施設等における食費・居住費の自己負担分の取扱いについては、現行どおりであること。

4 令和3年1月1日以降は、1に基づく利用料の負担等の免除対象者（以下「免除対象被保険者」という。）が介護サービス事業所等の窓口において利用料の負担等の免除を受けるためには、介護サービス事業所等において介護保険の給付を受ける際に、様式1による介護保険利用者負担額免除証明書（以下「免除証明書」という。）を被保険者証に添えて当該介護サービス事業所等に提示することとし、その旨を免除対象被保険者に対して周知すること。

また、免除対象被保険者から利用者負担等の免除申請があった場合には速やかに免除証明書を交付すること（なお、保険者自ら罹災証明書等を交付しているため被災事実を把握している等の場合は、保険者の判断により、申請を待つことなく免除証明書を交付しても差し支えないこと。）。

## 介護保険利用者負担額免除証明書

被保険者証	記号		番号	
被保険者氏名			生年月日	
世帯主氏名 又は 組合員氏名				
住所				
特例の内容 及び 有効期間	○ 利用者負担の免除 (令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)			

上記のとおり証明する。

令和 年 月 日

市 町 村 長 印

この証は、令和2台風7月豪雨により被災した被保険者が介護サービス事業者等で介護保険サービスを受けた際に支払う利用者負担の免除措置を受けられることを証明するものです。

1. 介護サービス事業者等の窓口で、この証明書を被保険者証に添えて提出してください。
2. 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
3. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出て下さい。
4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。